

平成30年9月から 福祉医療費助成制度(未就学児)が 変わります



市民課保険年金係 ☎ 25 1128

現在の福祉医療費助成制度は、受診した医療機関などの窓口で医療費(保険適用分)を負担し、約3〜4か月後に口座振込で助成を受ける償還払い方式ですが、9月診療分からは福祉医療費の対象となる医療費(保険適用分)を窓口で負担せず、その場で助成を受ける現物給付方式に変わります。

現物給付となるための一定条件

窓口負担が無料(現物給付方式)になるのは次の条件全てに当てはまる場合です。

①0歳から6歳(6歳到達年度まで)の子どもで、鳥羽市の福祉医療費受給資格があるかた

②鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町および南伊勢町の医療機関(医科・歯科・調剤・訪問看護ステーション)で保険適用の医療費であること

※予防接種・検診・スポーツ保険適用の医療費・食事代などは対象外です。

③受診時に保険証、福祉医療費受給資格証および現物給付方式の受給資格証を医療機関に提示すること

④国民健康保険に加入しているかたで、入院などで医療費が高額になる場合、限度額適用認定証の提示があること

①〜④の条件に当てはまらない場合は、これまでと同様に償還払い方式となります。

現物給付方式での医療機関のかかり方

対象者には、現物給付方式に対応した新しい受給資格証を8月下旬に郵送します。

医療機関を受診する際は、保険証と一緒に、資格証を窓口へ毎回提示してください。

変更前 償還払い方式

医療費を窓口負担し、振り込みで助成を受ける方式



変更後 現物給付方式

医療費を窓口負担しないことで助成を受ける方式

注意事項

●受診するたびに必ず「現物給付」の記載のある受給資格証を医療機関などの窓口で提示してください。

※提示がない場合は、これまでと同様に医療機関などの窓口で一時的に医療費を負担していただきます。

●本市を転出するなどの理由により、受給資格を喪失したかたは、受給資格証は使えませんが、速やかに資格証を市民課保険年金係または各連絡所窓口へ返却してください。

※資格喪失後に「現物給付方式」で助成を受けた場合は、市に返金することになります。

●保育所・学校などでだけがをした場合など、独立行政法人

日本スポーツ振興センターの災害共済制度の給付を受ける場合は、福祉医療費助成を受けることはできません。医療機関などの窓口で医療費を支払ってください。

福祉医療費受給資格証の更新

9月1日から、障がい者医療費、一人親家庭等医療費、子ども医療費の福祉医療費受給資格証が更新されます。平成30年度所得(一人親家庭等医療費の場合、養育費の80%を含む)を確認し、引き続き該当するかたには、8月下旬に新しい受給資格証を郵送します。なお、所得の確認ができないかたには別途書類を送付しますので、手続きをお願いします。65歳以上の障がい者のかたで後期高齢者医療制度の対象者には、医療機関で受給資格証を提示する必要がないため、本年度も資格証は発行されません。

